

国労本部電送No.170	発信日	発信	責任者	受領者
	2023年3月13日	業務部		

<2023春闘>

## 「JR西日本」が春闘回答

3月10日、JR西日本が春闘要求に対して以下の回答を行った。

(回答内容概要)

**ベア 3,000円**

(3,197円・エリア手当反映分含む)

- シニア社員基本給に3,000円加算
- 契約社員時間給20円加算(ベア3,200円相当)
- 期末手当などは別途回答

国労は抗議し、回答内容について持ち帰り検討とした。

尚、詳細については、別紙1「国労西日本2023春闘ニュースNo.9」

および別紙2「JR西日本会社回答書」を参照されたい。

以 上



# 2023年春闘ニュース

発行：国鉄労働組合西日本本部 / 〒530-0034 大阪市北区錦町2番2号 国労大阪会館内

電話番号 JR071-4548 (FAX)071-4556

NTT06-6358-1190 (FAX)06-6353-7849

第9号 2023年3月10日

**ベア3,000円（エリア手当反映3,197円）**

基準昇給実施 初任給調整手当（大学院27,000円、大学、その他プロ採用等17,000円）

**シニア社員基本給に3,000円加算ハーフ1,800円**

**契約社員時間給20円加算（ベア3,200円相当）**

**期末手当は別途回答**

**低額回答と全ての回答をしない姿勢に抗議！持ち帰り検討**

3月10日17時より、西日本本社はベア3,000円をはじめとする回答を行なった。我々が求めてきた国労要求とは大きくかけ離れており社員の労苦に背く回答である。交渉でも社員とその家族がおかれている生活苦の状況を訴えてきたが、初任給の一定に改善はあるものの物価高等を考慮したものとは到底言えず抗議を行なった。

期末手当等の回答も早期に行なうように求めるとともに、引続き最後の最後まで満額回答を求めて奮闘していく。

社員の基本給および初任給調整手当についての

回 答

2023年3月

1 2023年度の基本給について

(1) 基準昇給

2022年度と同様の職務遂行給基準昇給額表に基づき実施する。

(2) ベースアップ・・・3,197円(エリア手当の反映分を含む)

職務遂行給に一律3,000円の加算を行う。

なお、職務遂行給基準昇給額表における職務遂行給下限額、上限額及び初任給額表に定める初任給額に一律3,000円の加算を行う等の必要な見直しを行う。

2 初任給調整手当について

(1) 労働協約第225条第1号における初任給調整手当の支払額を「100円単位」に改める。

(2) 資格級がC5級およびC4級の者のうち、在級年数に応じて、下表のとおり初任給調整手当を適用する。

① C5級

(単位：円)

職務遂行給基準昇給額表における学校等	C5級						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降
大学(大学院に限る。)	27,000	26,500	26,300	23,600	23,600	23,600	23,600
大学	17,000	16,000	14,300	11,600	11,600	11,600	11,600
高等専門学校	17,000	13,600	10,300	8,300	8,300	8,300	8,300
短期大学	17,000	13,000	9,000	6,300	6,300	6,300	6,300
プロフェッショナル採用(大学(大学院に限る。))	17,000	15,000	12,300	9,600	9,600	9,600	9,600
プロフェッショナル採用(大学)	17,000	15,000	13,300	11,600	11,600	11,600	11,600
プロフェッショナル採用(高専、短大、専修学校)	17,000	15,000	9,000	6,300	6,300	6,300	6,300
プロフェッショナル採用(高校、中等教育学校)	17,000	15,000	9,000	3,000	300		
医療社員(医師を除く。)	17,000	13,500	6,000	2,600	2,600	2,600	2,600
瑞風サービスクルー・キッチンクルー	17,000	17,000から在級年数1年につき400を減じた額 ただし、減じた後の額が0を下回る場合は0とする					

② C4級

(単位：円)

職務遂行給基準昇給額表における学校等	C4級						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降
大学(大学院に限る。)	10,100	4,100	1,400				
大学	100						
高等専門学校	100						
短期大学	100						
プロフェッショナル採用(大学(大学院に限る。))	100						
プロフェッショナル採用(大学)	100						
プロフェッショナル採用(高専、短大、専修学校)	100						
プロフェッショナル採用(高校、中等教育学校)							
医療社員(医師を除く。)							
瑞風サービスクルー・キッチンクルー	5,500	5,500から在級年数1年につき400を減じた額 ただし、減じた後の額が0を下回る場合は0とする					

(3) 実施時期

2023年4月期給与から適用する。

シニア社員等の基本給および契約社員の基本賃金についての

回 答

2023年3月

1 シニア社員等について

(1) シニア基本給

シニア基本給に3,000円の加算を行う。

ただし、「年間所定労働日数がフルタイムより少ない場合」又は「1日平均労働時間がフルタイムより短い場合」は、シニア基本給に1,800円の加算を行う。

(2) 実施時期

2023年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。

2 契約社員について

(1) 基本賃金（時間額）

現在適用している基本賃金（時間額）に、20円を加算した金額とする。

(2) 実施時期

2023年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。